

府 政 防 第 6 0 号
消 防 災 第 2 1 号
平成 2 6 年 1 月 2 4 日

各都道府県防災主管部長 殿

内閣府政策統括官（防災担当） 付
参事官（総括担当）

消防庁国民保護・防災部防災課長

災害対策基本法等（安否情報の提供及び被災者台帳関連事項）の運用について

災害対策基本法等の一部を改正する法律（平成 2 5 年法律第 5 4 号。以下「改正法」という。）の趣旨及びその適正な運用に当たっての留意点は、「災害対策基本法等の一部を改正する法律による改正後の災害対策基本法等の運用について」（平成 2 5 年 6 月 2 1 日付府政防第 5 5 9 号・消防災第 2 4 6 号・社援総発 0 6 2 1 第 1 号）により通知したところですが、下記に、改正法による改正後の災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号。以下「法」という。）第 8 6 条の 1 5 に規定する安否情報の提供等並びに法第 9 0 条の 3 及び第 9 0 条の 4 に規定する被災者台帳の作成等について、災害対策基本法施行規則の一部を改正する内閣府令（平成 2 5 年内閣府令第 6 6 号）による改正後の災害対策基本法施行規則（昭和 3 7 年総理府令第 5 2 号。以下「施行規則」という。）の規定も踏まえた運用に当たっての留意点を示しますので、執務上の参考とされるとともに、貴都道府県内の市町村に対しても周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4 第 1 項に基づく技術的助言として発出することを申し添えます。

記

第 1 安否情報の提供等（法第 8 6 条の 1 5 ・施行規則第 8 条の 3 関係）

1 規定を設けた趣旨等

（1）背景

被災者の生死や所在等に関する情報は、災害発生時に被災地に居た者の安

否を案ずる親類縁者等にとって極めて関心の高い情報であり、あらゆる災害の発生時において最もニーズの高い情報の一つである。

とりわけ、東日本大震災の際には、大規模な地震・津波による壊滅的な被害状況や交通・通信網の打撃に加え、被災者の避難先も広域にわたったことから、被災地方公共団体に対して数多くの安否情報の照会がなされたが、氏名や性別、生年月日といった情報に加えて災害による死傷の状況や入院・避難先等の情報を含む安否情報は、個人情報保護条例による保護の対象となり、被災地方公共団体においては、被災者の安否について被災者の家族等に回答することを逡巡する場合もあったところである。

また、被災地方公共団体による安否情報の収集に関しても、警察機関や医療機関等からの情報入手に当たっては、個人情報保護条例等による制限により、必要な情報が円滑に入手できない場合もある。

このため、法第86条の15として、災害時に被災地方公共団体において安否情報の回答が可能となるよう、法律に明確な根拠を設けて個人情報保護条例との関係を整理するとともに、被災地方公共団体による安否情報の収集の円滑化を図るための被災者の個人情報の利用に関する規定を設け、施行規則第8条の3において、照会及び回答に係る必要な手続を定めている。

(2) 事務の性質について

本制度は、災害発生時に、被災地に所在していた者の安否を案ずる親類縁者等に対して、その者の安否を知らせ、精神の安寧等を図ることを目的として、上述のとおり、被災市町村等による安否情報の提供等に際して実務上の支障となり得る個人情報保護条例との関係を整理しようとするものであり、被災されなかった方等の福祉の増進の観点から行うものである。

そのため、その性格上、被災者の応急救助や施設の応急復旧など災害による被害の拡大防止に直結する他の重要業務の実施に支障を生じない範囲で実施されるよう、実施の義務付けは行わず、任意の事務としている。

ただし、制度創設の趣旨に鑑み、被災都道府県又は被災市町村は可能な範囲で安否情報の照会に応じることが望ましい。

2 安否情報の回答（法第86条の15第1項、施行規則第8条の3）

(1) 安否情報の回答主体

法第86条の15第1項は、都道府県知事又は市町村長による安否情報の提供について定めるものである。本項に基づく安否情報の回答主体となるのは、被災地を管轄する都道府県又は市町村の長（及びその補助機関である地方公共団体の職員）である。住民に最も近い基礎的な地方公共団体である市町村の長に加え、都道府県知事についても回答主体としたのは、大規模災害

の発生時には、災害救助法に基づき被災都道府県を中心とした被災者の救助・保護が行われることに鑑みれば、市町村のみならず、都道府県も相当数の安否情報を保有することとなることから、市町村に安否情報の回答を行う余力がない場合における回答主体の複線化を図るためである。

なお、「当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合」に該当するか否かについては、災害による死傷者の発生、住家被害の発生等、何らかの人的・物的被害の発生等を踏まえ、当該都道府県知事又は市町村長が判断することとなる。

(2) 安否情報の照会主体等

本制度における安否情報の照会主体については、法律上特に限定を付しておらず、被災者の親族等の自然人のみならず、例えば、被災者の勤務先企業や被災者が在籍する学校などの教育機関その他の団体であっても安否情報の照会を行うことが可能である。

照会に関する手続については、施行規則第8条の3第1項及び第2項において定めている。

① 照会の方法（施行規則第8条の3第1項柱書）

安否情報の照会に係る手続については、災害発生後の応急期から復旧期にかけて行われることが想定されるが、大規模な災害の発生時には、そのもたらす被害状況が壊滅的なものとなることや、被災者の避難先も広範にわたることが想定され、画一的にその照会方法を規定することは、かえって発災時における本制度の有効活用を阻害するおそれがある。そのため、施行規則第8条の3第1項においては、各号において、照会時に都道府県知事又は市町村長に対して明らかにしなければならない事項は規定しているものの、その照会方法までは規定しておらず、書面によるほか、地方公共団体の窓口における口頭による照会、電話による照会等も可能である。

② 照会に当たって明らかにしなければならない事項（施行規則第8条の3第1項各号）

安否情報の照会に当たって明らかにしなければならない事項は、施行規則第8条の3第1項各号に規定している。

「照会者の氏名、住所（法人その他の団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）その他の照会者を特定するために必要な事項」（第1号）を明らかにさせることとしているのは、第2項で規定する本人確認の方法と併せ、確実に照会者を特定する必要があるからである。

「照会に係る被災者の氏名、住所、生年月日及び性別」（第２号）を明らかにさせることとしているのは、安否情報の提供に当たり、どの被災者についての安否情報を照会しているのかが明確にならないと安否情報の提供が不可能だからである。

また、併せて「照会をする理由」（第３号）を明らかにさせることとしているのは、第３項において照会が不当な目的である場合には安否情報を回答しないこととしているため、その判断に必要であるからである。

③ 照会者の本人確認の方法（施行規則第８条の３第２項）

本人確認の方法については、照会者が明らかにした施行規則第８条の３第１項第１号に掲げる事項について、運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、住民基本台帳カードその他の書類（以下「運転免許証等」という。）を提示又は提出させる方法で行うこととしている。

地方公共団体の窓口において対面で照会が行われる場合においては、窓口において運転免許証等を提示又は提出させることで本人確認を実施することが適切である。

ただし、上述の通り、電話等の対面以外での照会も認めているところであり、そういった場合には、地方公共団体の窓口での確認方法に準じて、運転免許証等の写しをＦＡＸ等で送信させること等も想定される。しかし、こうした手段を持たない照会者からの問い合わせについて本人確認手段の確保を図る観点から、本法に基づく安否情報の回答については、その事務の実施に必要な本人情報の取得のために住民基本台帳ネットワークシステムを活用できることとしており、（住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第３０条の７及び第３０条の８、住民基本台帳法別表第１から別表第５までの総務省令で定める事務を定める省令（平成１４年総務省令第１３号）第２条第１項第１号、第３条第１項、第４条第１項第１号及び第５条第１項）これにより、被災市町村及び被災都道府県のそれぞれにおいて、自らが住民票を保有管理していない住民からの照会も含め、必要な本人確認を行いうることに留意されたい。

④ 安否情報の収集・回答対象となる被災者及び照会者に提供する情報（施行規則第８条の３第３項）

まず、本制度による安否情報の収集・回答対象となる被災者は、都道府県又は市町村の地域に係る災害の被災者である。ここでいう「被災者」は、当該災害により何らかの被害を受けた者の一切を指すものであり、当該災害による死傷者はもちろんのこと、身体的障害を被らなかった避難者についても、避難指示を受けたものと自主避難によるものとを問わ

ず、ここに含まれる。

なお、本法の安否情報の回答制度の創設の趣旨に鑑みれば、災害発生時に被災地に所在していた自然人については、広くここでいう「被災者」に該当すると解するのが妥当である。また、当該都道府県又は市町村の住民でない被災者についても含まれる。ただし、あくまでも社会通念上安否情報の回答の対象者となりうる者であることから、法人については当然これに含まれない。

このとおり、本制度に基づく安否情報の提供については、安否情報の収集・回答対象となる者については、広く「被災者」とし、制限してはいないが、照会者の区分に応じ、それぞれ提供することができる情報を定めている。

これは、本制度が、一般的には電話や電子メール等を活用し、私人間で行われることが想定される被災者の安否確認が十分機能しないような社会的混乱が生じている場合に、行政機関に対して行われることが想定されるが、その際、

- 1) 同居親族が被災により離散してしまった場合に、その生活再建に向け、再び結合するための手掛かりとすること
- 2) 被災者の勤務先の関係者等が、雇用関係にある自らの従業員の安否を確認すること等で、雇用関係の継続の必要性の有無等の判断に資すること
- 3) 被災者の安否を案ずる親族、友人、知人等にとって極めて関心の高い安否情報を提供することで、その精神の安寧を図ること

等の趣旨を踏まえつつ、個人情報保護法制が保護する法益とのバランスを図るため、行政が提供できる情報については、必要最小限のものとすることが適当であるからである。

そのため、法第86条の15第1項に規定する「被災者の安否に関する情報」とは、被災者の「安」又は「否」に関する情報に加え、負傷もしくは疾病の状況、照会に係る被災者個人の特定に当たって必要となる氏名、住所、生年月日及び性別といった情報も含むものであるが、施行規則第8条の3第3項においては、照会者の当該照会に係る被災者との関係に応じて、提供できる情報を規定している。

まず、第1号においては、照会者が当該照会に係る被災者と同居の親族である場合には、上記3)の精神の安寧を得るという目的だけでなく、上記1)の生活再建に向けた家族の再結合という観点からも必要な安否情報を提供することが適当であることから、「照会に係る被災者の居所、

負傷若しくは疾病の状況又は連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報」を回答できることとしている。ここでいう「負傷若しくは疾病の状況」については、生死の別についても含むものとし、当該照会に係る被災者が亡くなっていることを把握している場合には、その事実も回答できるものとする。

次に、第2号においては、照会者が同居以外の親族又は職場の関係者等である場合には、「照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況」について回答できることとしている（第1号と同じく、生死の別も含むものとする。）。これは、別居の親族については、上記3）の精神の安寧を得るという目的が達せられれば足り、上記1）の生活再建に向けた家族の再結合という観点からの必要性は低い（仮に、上記1）の情報が必要であれば、同居している親族に問い合わせ、私人間で確認してもらうことで足りる。）ことから、行政が提供する情報の内容については、同居の親族の場合と区別し、「照会に係る被災者の負傷又は疾病の状況」としている。また、「職場の関係者その他の関係者」としては、被災者が勤務する企業（従業員等の安否の確認）、被災者が在籍する学校などの教育機関（職員、生徒等の安否の確認）等、被災者との雇用関係等の一定の関係のある私人・団体等が想定され、上記2）の観点から照会を行うことが想定されるが、その場合も提供できる情報については、別居の親族と同様としている。

最後に、第3号においては、照会者が被災者の知人その他の当該被災者の安否情報を必要とすることが相当であると認められる者（親族以外の者であって、第2号で規定する「職場の関係者その他の関係者」のような一定の関係までは認められないものの、たとえば友人等の関係にある者を想定している。以下「知人等」という。）である場合には、照会に係る被災者について保有している安否情報の有無を回答できることとしている。これらの者については、第1号、第2号に規定する照会者と異なり、公的な書類等によりその関係を証明することが困難であるため、同程度の情報提供を行うことは必要最小限の情報提供とはいえないことから、詳細な安否情報については同居親族等に対して確認してもらうこととし、行政が提供できる情報としては、その保有の有無のみとしたものである。

知人等であることの確認については、照会者が、施行規則第8条の3第1項に基づく申請を行う際に、都道府県知事又は市町村長に対し、対象となる被災者の住所、氏名、生年月日及び性別を特定して明らかにできている場合には、当該事実をもって認める等の運用を行うことで差し支えない。

なお、回答に当たっては、施行規則第8条の3第3項ただし書にあるとおり、「当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるとき」には、例外として照会者に対する安否情報の提供を行うことができないとしており、被災地方公共団体においては、照会者と回答対象となる被災者との関係等を十分に斟酌したうえで、回答の可否及び回答内容の範囲を適切に判断することが求められるが、これについては、法第86条の15第2項の内容と併せて後述する。

⑤ 安否情報の収集・回答対象となる被災者及び照会者に提供する情報の例外（施行規則第8条の3第4項）

施行規則第8条の3第4項においては、第3項において定めた安否情報の回答の原則以外に、例外的に情報提供ができる場合を定めたものである。

まず、「当該照会に係る被災者が照会に際しその提供について同意をしている安否情報については、その同意の範囲内で」照会者に対して安否情報を提供することができるとしている。一般的に、地方公共団体の個人情報保護条例においては、本人の同意を得ずに個人情報の第三者提供を行うことを禁止しているが、本項は、安否情報について被災者本人の同意がある場合にはその範囲内で第三者に提供することが可能であることを、確認的に規定するものである。被災者本人の同意については、当該被災者に係る安否情報の照会があるたびに個別に確認を行うことは、行政、被災者双方の負担を勘案しても望ましくはないことから、例えば、被災者本人から安否情報を収集する際に、併せて、照会があった際に提供可能とする照会者の範囲についても確認できるよう、意思確認を行う等、あらかじめ確認しておくことが適切である。

また、「公益上特に必要があると認めるとき」は、個人の情報を保護することの利益と当該情報を公にすることの公益上の必要性との比較衡量を行い、公益上の必要性の方がより高いと判断される場合を指す。

3 安否情報の回答の際に配慮すべき事項（法第86条の15第2項）

（1）規定の趣旨

法第86条の15第2項は、現在居所や連絡先を含む被災者の安否情報の回答に当たっては、照会に係る被災者本人又は第三者の権利利益を不当に害することのないよう配慮すべきことを、安否情報の回答に当たる都道府県知事又は市町村長に義務付けたものである。

(2) 配慮すべき内容

① 被災者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合

法第86条の15第2項においては、「被災者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合」としては、例えば、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に関する安否情報を当事者に知らせる場合、多重債務者と思しき被災者の安否情報を消費者金融会社に知らせる場合等が想定されるほか、単身の被災高齢者についての安否情報を不用意に回答すること等についても、これらの被災者が不在にしている間に自宅が盗難事故に遭う等のおそれがあり、適当でないと考えられる。

施行規則においても、第8条の3第3項において回答の原則を定めているものの、同項ただし書において、「当該照会が不当な目的によるものと認めるとき又は照会に対する回答により知り得た事項が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるとき」には、その限りではないとしており、具体的には、上述の配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に係る照会の場合等が想定される。

② 第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合

本項でいう「第三者」とは、安否情報の照会に係る被災者本人及び安否情報の回答に当たる都道府県知事又は市町村長以外の一切の者を指し、例えば、被災者の親族等についてもこの「第三者」に含まれる。

例えば、死亡した被災者についての情報を回答したことにより、葬儀会社等が営業目的で遺族に連絡を取るような場合や、当該被災者の相続人となった者の元に債権者が債権の取り立てに訪れるような場合が想定され、特に後者については、当該相続人が正式に相続の承認をする前にこうした行為が行われた場合には、本項に規定する「第三者の権利利益を不当に侵害する」ことに該当するものと考えられる。照会にあたっては、施行規則第8条の3第1項においても、「照会をする理由」(第3号)についても明らかにしなければならないとしているところであり、被災都道府県知事等において、慎重に確認されたい。とりわけ、配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者である被災者が、被害から逃れようと親族等の居所に身を寄せている場合等については、こうした親族等に危害が及んだ事案が発生していることを踏まえると、その居所をみだりに第三者に知らせないことが当該親族等の生活の安全と平穏を保つ観点からも極めて重要であり、例えば、住民基本台帳の閲覧制限などの支援措置が執られている者について安否情報の照会があった時には、支援措置が取られている理由に応じ、配偶

者等に対しても安否情報の回答を行わないなどの措置を講じることが適切である。

4 安否情報の収集（法第86条の15第3及び第4項）

（1）規定の趣旨

法第86条の15第3項及び第4項は、安否情報の回答に当たって必要となる個人情報の利用及び収集に関し、都道府県又は市町村内部での目的外利用を行うに当たっての根拠を設けるとともに、外部機関に対して個人情報の提供を求める上での法令上の根拠を設け、個人情報保護法制との関係を整理するものである。

（2）安否情報の収集方法

当該事務を実施する部局が、安否情報を保有していない場合には、照会に備え事前に、又は照会があった時点で安否情報の収集を行うこととなる。

これらの安否情報については、避難所に避難した被災者について安否情報の回答に当たる都道府県知事又は市町村長が自らこれを収集するほか、負傷者が搬送される民間医療機関や遺体を収容・検案する都道府県警察等外部機関からの情報提供を受ける必要がある。

現在、全国の地方公共団体で策定されている個人情報保護条例においては、本人以外からの個人情報の収集、地方公共団体が保有する個人情報の目的外利用及び外部提供を一般的に禁止しつつ、一定の場合に限り例外的にこれらの行為を行うことを許容するという構成を採用している。こうした例外類型の一つとして、「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であり、法第86条の15第3項の規定は、地方公共団体内部において個人情報を目的外利用するに当たっての条例上の根拠を設けている。また、同条第4項の規定は、同項の規定による求めに応じて行う情報提供については、「法令に定めがある場合」に該当するものとして、条例上許容されることになることを明確にするものである。

情報の収集に当たっては、法第86条の15第3項の規定による地方公共団体内部での個人情報の目的外利用、同条第4項の規定を活用した外部機関への情報提供の求めを適切に活用されたい。

① 都道府県又は市町村内部での個人情報の活用（法第86条の15第3項）

法第86条の15第3項に規定する「第1項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で」とは、地方公共団体内部で保有する安否情報を個別の照会に応じてその都度検索・利用する場合のほか、災害発生後の多数の照会に備え、地方公共団体内部の各部署が分散保有する情報をあらかじめ集約・整理しておける

ようにすることを趣旨としている。具体的な情報としては、当該地方公共団体が運営主体である避難所の入所者名簿や、避難行動要支援者名簿に基づき行った安否確認の結果等が想定される。

② 外部機関からの個人情報の取得（法第86条の15第4項）

法第86条の15第4項に規定する「第1項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるため必要があると認めるとき」についても、その趣旨は法第86条の15第3項と同様であり、個別具体の照会に応じて特定の被災者の個人情報の提供を求める場合のほか、災害発生後の多数の照会に備え、外部機関に対して包括的に安否情報の提供を事前に依頼すること等も含まれる。また、「その他の者」としては、傷病者を収容する民間医療機関、旅客名簿を保有する運送事業者、宿泊者名簿を保有する旅館業者、児童生徒の安否情報を保有する教育機関等が典型的に想定されるほか、安否情報の照会にかかる個人が配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者であるおそれがある場合には、配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、児童相談所、福祉事務所等から情報提供を求めることが考えられる。

実際に、照会があるたびに逐一消防機関、都道府県警察等その他の者に対して被災者に関する情報の提供を求め、情報を収集しようとすることは、応急期から復旧期にかけて災害対応に当たっている中にあって、市町村にとっても、また情報提供を求められる消防機関や都道府県警察その他の者にとっても過剰な負担となりかねない。そのため、情報の収集に当たっては、照会方法（照会主体を含む）、照会内容、照会の頻度等について、消防機関や都道府県警察等と平常時より十分に協議しておくことが適切であることに留意されたい。なお、法第86条の15第4項に基づく情報提供の求めについては、求められた側に対して応諾義務が課されるものではないが、本規定を設けた趣旨に鑑み、できる限り求めに応じることが望ましい。

③ その他、個人情報の取得方法等

法第86条の15第4項に基づく情報提供依頼及び情報提供については、「法令の定め」に基づく依頼又は提供であることを、書面をもって明確にすることが望ましいが、災害発生後の応急期から復旧期という、平常時とは異なる状況で行われること等に鑑み、法律上は電話等による口頭での依頼・提供とすることも妨げられない。

また、「被災者に関する情報」については、原則的に安否情報を指すものではあるが、法第86条の15第2項の規定の施行に必要な範囲で、例えば個人が配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者であるか否かについての情報や安否情報の提供に関する本人同意の有無に関する情報を求めるようなことも想定される。

5 その他（安否情報の提供等に係る事務へのシステムの活用について）

法第86条の15に規定する安否情報の提供等に係る事務については、同条及び施行規則第8条の3に規定する必要事項が満たされている限りにおいては、その実施手段までを特定するものではないが、効率的に事務を実施するためには、既存のシステムを活用することも有効な取組の一つである。

消防庁では、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（平成16年6月18日法律第112号）に基づく安否情報の収集及び提供等に係る事務を効率的に行うために、武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システムを整備しているが、同システムは、自然災害及び事故等においても利用することができるものとなっている。

ただし、この場合は、法第86条の15及び施行規則第8条の3の規定に留意し、システム上で共有できることとする個人情報の範囲の設定等を行う必要がある。

第2 被災者台帳の作成等（法第90条の3及び第90条の4並びに施行規則第8条の4、第8条の5及び第8条の6関係）

1 規定を設けた趣旨等

（1）被災者台帳の作成（法第90条の3並びに施行規則第8条の4及び第8条の5）

災害応急対策期から災害復旧期にわたって行われる被災者の援護に関する業務については、大規模広域災害時には支援の対象となる被災者が多数に上ること、被災経験の少ない市町村の職員は必ずしも被災者援護に関する業務に習熟していないこと等の事情により、受給資格がある被災者に対して制度の案内が適切に行われない、あるいは被災者の所在・連絡先が共有されていないなどの理由による支援漏れや手続の重複が発生することも少なくない。

こうした事態を防止し、公平な支援を効率的に実施するためには、個々の被災者の被害の状況や支援の実施状況、支援に当たっての配慮事項等を一元的に集約した被災者台帳を整備し、被災市町村の関係部署において共有・活用することが効果的である。

このため、法第90条の3として、災害時に被災市町村において円滑な被

災者台帳の作成が可能となるよう、被災者台帳に記載し、又は記録する情報について明確にするとともに、法律に明確な根拠を設けて個人情報保護条例との関係を整理している。

あわせて、施行規則第8条の4において、その作成に当たっては、各種の被災者支援に関する支給の申請等の際に把握した情報等に基づいて行うことができるという作成手続に関するものを、また施行規則第8条の5において、法第90条の3が内閣府令で定めることとしている、被災者台帳に記載又は記録する事項を定めている。

(2) 台帳情報の利用及び提供（法第90条の4及び施行規則第8条の6）

法第90条の3の規定に基づき作成した被災者台帳に記載又は記録された情報については、被災市町村が自ら内部利用するのみではなく、被災都道府県等とも一定の情報共有を図ることにより、被災者に対する総合的な援護の実施がより一層可能となるほか、同種の支援が複数の団体によって重層的に講じられることを回避することも可能となる。

加えて、被災者台帳に記載又は記録された援護の実施の状況等を被災者本人に提供することにより、例えば家屋については被害を受けていない被災者についても被災市町村以外の団体等から支援を受ける際の手続がワンストップで円滑に行われるようになる等の効果も期待される。

ただし、当該市町村内部で目的外利用することにより収集した個人情報については、それぞれについて本来的な利用目的（介護福祉行政の実施等）があり、これらの個人情報を「被災者の援護」という別の目的に利用することは、これ自体個人情報保護条例上の「目的外利用」に当たる。そこで、法第90条の4において、災害時に被災市町村において作成した被災者台帳に記載又は記録した情報について、市町村内部での利用及び市町村外部への提供を行うに当たって個人情報保護法制との関係を整理する上で必要な事項を規定し、あわせて施行規則第8条の6において、法第90条の4に基づいて台帳情報を外部に提供する際に必要な手続等について定めている。

(3) 事務の性質について

本規定は、「できる規定」として設けたものであり、発災時における被災者台帳の作成等が市町村長の義務として課されるものではないが、本規定の趣旨を踏まえ、被災者支援の総合的かつ効率的な実施の観点から、その活用について積極的に検討されたい。

(4) その他

施行規則第8条の4から第8条の6については、平成25年10月1日に

施行された規定のほか、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）の施行の日に施行する規定を設けている。

以下、本通知中で用いる施行規則の条・項・号番号については、後者の規定が施行された場合における条・項・号番号を用いることとし、番号利用法が未施行の間においては、本通知中の「施行規則第8条の5第7号」は「施行規則第8条の5第6号」となることに留意されたい。

2 被災者台帳の作成（法第90条の3並びに施行規則第8条の4及び第8条の5）

（1）被災者台帳の作成主体

法第90条の3第1項は、市町村長による被災者台帳の作成について定めるものである。本項に基づく被災者台帳の作成主体となるのは、被災地を所管する市町村の長（及びその補助機関である市町村の職員）である。

なお、「当該市町村の地域に係る災害が発生した場合」に該当するか否かについては、法第86条の15第1項と同様、災害による死傷者の発生、住家被害の発生等、何らかの人的・物的被害の発生等を踏まえ、市町村長が判断することとなる。

（2）被災者台帳への掲載対象となる者

法第90条の3に基づき市町村長が作成する被災者台帳への掲載対象となる者は、当該市町村の地域に係る災害の被災者であり、当該災害により何らかの被害を受けた者の一切が該当しうるものである。

なお、災害による「被災者」とは、法第86条の15における解釈（本通知5頁）と同様に、被災の程度について具体的・定量的な基準のない不確定概念であるが、災害発生時に被災地に所在していた自然人については、広く本条の「被災者」と解するのが妥当である。また、当該被災市町村の住民でない被災者についても、対象となりうる。

具体的には、被災者台帳が「援護を実施するための基礎」とするものであることを踏まえ、当該被災市町村長が援護を実施することが想定される者であるか否かにより、判断することとなる。

（3）被災者台帳の作成等

① 被災者台帳の作成（法第90条の3第1項及び施行規則第8条の4）

1）被災者台帳の作成形式について

被災者台帳は、市町村が「被災者の援護を実施するための基礎」として作成することができるものである。作成に当たっては、市町村の

規模、被害の状況等を踏まえ、その必要性に応じ、適切な手段により作成されることが望ましい。

そのため、目的に合致するものとして作成され、法及び施行規則に規定する情報が記載又は記録されているものであれば、システムの活用、紙媒体による管理等、どのような形式で作成しても差し支えない。

2) 被災者台帳の作成に当たって利用する被災者の情報

被災者台帳の作成に当たり、利用する情報については、法令上特段限定しておらず、市町村がすでに内部で保有しているものや、被災者からの各種支援制度に係る受給申請等の際に得られたものを活用することが想定されるところであり、施行規則第8条の4はそのことを確認的に規定するものである。

なお、被災者台帳の作成に際しては、「個人の氏名、生年月日、男女の別、住所」のいわゆる住民基本台帳の基本4情報について、住民基本台帳ネットワークを活用した確認を行うことができることとしている。具体的には、施行規則第8条の4に規定する「市町村長に対して行われる手続により得た情報」に含まれる基本4情報について、申請の受理又はその申請に係る事実についての審査として活用できるとされているので、留意されたい（住民基本台帳法別表第1から別表第5までの総務省令で定める事務を定める省令（平成14年総務省令第13号））。

また、番号利用法の施行後は、同法第19条第7号に基づき、同表別表第2の56の2の項に規定しているとおり、市町村長は、被災者台帳の作成に関する事務のために、都道府県知事その他の情報提供者から、必要な情報の提供を、個人番号（番号利用法第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を活用し、情報提供ネットワークシステムを介して受けることができることに留意されたい。

② 被災者台帳に記載又は記録する事項（法第90条の3第2項及び施行規則第8条の5）

1) 法第90条の3第2項で規定する事項

法第90条の3第2項第1号から第4号までに掲げる事項は、いわゆる住民基本台帳の基本4情報であり、被災者本人の特定に必要なとなる基本的な情報である。

第4号の「住所」とは、各人の生活の本拠（民法第22条）であり、住民基本台帳に記載されている住所をいう。また、「居所」とは、人が多少の期間継続して居住しているが、その場所とその人の生活との結びつきが住所ほど密接でなく、生活の本拠であるというまでは至らな

い場所をいう。例えば、被災者生活再建支援金の支給に際しては、住民基本台帳上の住所の他、公共料金の請求等を確認するなどにより、居所としての確認がされれば、支給の対象としているといった事例もあるので、そういった運用により、住所ではない居所を掲載することも想定される。

第5号の「住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況」とは、法第90条の2における罹災証明書の証明事項と同義であり、住家の被害は必須の記載又は記録事項としたうえで、住家以外の不動産被害や家財等の動産被害、被災住民の人的被害等、被災住民の利便の観点から任意に罹災証明書の証明事項とする場合には、当該被害の状況を被災者台帳にも記載又は記録するものとするものである。

第6号の「援護の実施の状況」とは、支援漏れや手続の重複等を防ぐという観点から、例えば被災者生活再建支援金の支給等、当該被災者に対する各種支援制度による支援の実施状況等について記載又は記録するものである。

第7号の「要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由」とは、被災者が高齢者、障害者、乳幼児等の要配慮者として、避難生活等において特に配慮が必要である場合にはその旨と、その事由を記載又は記録するものである。「要配慮者に該当する事由」については、きめ細やかな配慮が行われるよう、例えば高齢者であれば第2号において規定する生年月日のみでは把握できない要介護度区分や同居親族の有無等について、障害者であれば、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由等の障害の種類及びその程度等、必要な情報を記載又は記録することが適切である。

2) 施行規則第8条の5で規定する事項

法第90条の3第2項第8号の「前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項」については、施行規則第8条の5第1号から第7号に規定している。

第1号の「電話番号その他の連絡先」は、被災者台帳の情報に基づき、支援漏れや手続の重複等を把握した際に被災者の連絡を取る際に必要となるものである。「その他の連絡先」としては、携帯電話のメールアドレス等が想定される。

第2号の「世帯の構成」は、例えば、世帯主に支給する被災者生活再建支援金、災害により死亡した者の遺族に支給する災害弔慰金等の各種の援護につき、当該災害の発生時においてその属する者の数が一である世帯（単数世帯）であるか、複数である世帯（複数世帯）であるかにより実施する援護の内容に違いが生じる場合があることを踏ま

え、記載又は記録するものである。

第3号の「罹災証明書の交付の状況」については、法第90条の2に基づき罹災証明書の交付を受けている場合に、その証明する被害の種類ごとに、交付日等の交付実績を記載又は記録するものである。

第4号の「市町村長が台帳情報を当該市町村以外の者に提供することに被災者本人が同意している場合には、その提供先」は、法第90条の4第1項第1号に基づき、台帳情報を提供することに関し同意をするか否かについて、その提供先も含めてあらかじめ被災者本人に確認し、記載又は記録するものである。実際に、同号に基づく情報提供の求めがあるたびに、被災者本人に同意するか否かを確認することは、市町村及び被災者双方にとって負担となることから、例えば避難所において避難所名簿を作成する際や、被災者生活支援金等の支給申請を受ける際に、当該手続において市町村が取得した情報を被災者台帳の作成に活用する旨とあわせ、作成した被災者台帳情報の提供先として同意する者についてあらかじめ確認し、被災者台帳に記載又は記録しておくものである。

第5号の「前号に定める提供先に台帳情報を提供した場合には、その旨及びその日時」は、被災者台帳情報という個人情報への外部提供に際して、その情報管理を徹底する観点から、記載又は記録するものである。

第6号は、被災者台帳の作成に当たって、個人番号を活用する際には、個人番号を記載又は記録することとしたものである。

第7号は、市町村長の裁量により被災者台帳に記載又は記録する追加的事項である。法第90条の3第2項第1号から第7号まで、施行規則第8条の5第1項第1号から第6号までに規定されていない事項であっても、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める場合には、本規定を活用し、被災者台帳への記載事項に追加することが適切である。

なお、法第90条の3第2項及び施行規則第8条の5に列挙している事項は、必須の記載又は記録事項であることから、法定の被災者台帳を整備するに当たっては、その一部ではなく、全ての事項を記載又は記録する必要があることに留意されたい。ただし、各事項については、収集可能なものから順次記載又は記録することとし、被災者台帳として活用することを妨げるものはない。

③ 被災者台帳作成に必要な個人情報の利用（法第90条の3第3項）

被災者台帳の作成に当たっては、被災者の氏名その他の被災者に関する様々な情報を活用し、集約することが必要となる。法第86条の15第3項に関しても言及したところであるが（本通知9頁）、市町村の個人情報保護条例において個人情報の目的外利用を許容する例外類型の一つとして、「法令に定めがある場合」を規定しているのが一般的であることから、法90条の3第3項において、被災者台帳の作成に必要な限度で、市町村内部において個人情報を目的外利用するに当たっての条例上の根拠を設けるものである。

なお、本規定を活用することにより、市町村内部における必要な限度での個人情報の目的外利用については、個人情報保護審査会による審査等の手続を経ることなく行うことが可能となるが、個人情報の取り扱いにより慎重を期する観点から、各市町村において、必要に応じ審査等の手続を設けることについて妨げるものではない。

④ 被災者台帳作成に必要な個人情報の取得（法第90条の3第4項）

被災者台帳の作成に当たっては、市町村が自ら保有する情報の他、都道府県をはじめとする他の地方公共団体等において保有している情報についても、記載又は記録することが有効である場合がある。

このため、法第90条の3第4項は、被災者台帳の作成に当たって、市町村が、必要に応じて他の地方公共団体等に情報提供を求めることを可能とするものである。

情報提供を求められた地方公共団体等においては、一般的に、個人情報保護条例上、本人の同意がなくても第三者に個人情報を提供することを許容することとしている「法令等の定めがある場合」に該当するものとして、情報提供が可能となる。なお、情報提供を求められた側に対して応諾義務が課されるものではないが、本規定を設けた趣旨に鑑み、できる限り求めに応じることが望ましい。

（４）その他

被災者台帳は、発災後に作成されるものであるが、速やかに作成するためには、平常時から、被災者台帳の作成や運用に係るルールを決めておくことが重要である。その際、情報を集約する部局、情報を提供する部局、本人の同意確認や外部提供に係る申請を受け付ける窓口となる部局、システムを整備する場合はシステム担当部局等の関係部局の責任者による横断的な組織を構築して検討を行うとともに、訓練やシミュレーションを実施するなどの準備を行うことが望ましい。

3 被災者台帳情報の利用及び提供(法第90条の4及び施行規則第8条の6)

(1) 被災者台帳情報の本人又は本人が同意した者への提供(法第90条の4第1項第1号)

① 本人への被災者台帳情報の提供

被災者が、生活再建に向けて各種の支援制度を有効に活用できるようにするためには、まず、自身がどのような状況に置かれているかを正確に把握することが重要であり、そのために自身に関する情報が集約された被災者台帳情報の提供を受けることは、有効な手段である。

このことから、市町村が保有している被災者台帳情報については、被災者本人に対して提供することができることとしている。なお、被災者台帳情報の提供を受けようとする際の所要の手続については、施行規則第8条の6において規定している(詳細については後述する。)

② 本人が同意した者への被災者台帳情報の提供

被災者台帳に記載又は記録する被災者に関する情報は、本人又は後述する他の地方公共団体に提供するほか、例えば、民間事業者、被災者支援を行うNPO、社会福祉協議会、民生委員等などの被災者支援を行う団体等に提供し、公共料金の減免や、各団体等が実施している被災者の援護に関する施策の実施の基礎とすることも、有効な活用方法の一つである。具体的には、申請等に当たり罹災証明書の添付を必要としている被災者支援施策を実施する団体等に対し、被災者本人の同意と当該団体等からの申請の手続を経て、当該被災者に関する「住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況」の情報を提供することにより、当該団体等が、被災者に対する支援の実施に当たって従来求めていた罹災証明書の添付に代えられるようにすることも考えられる。

そこで、法第90条の4第1項第1号においては、市町村は、被災者本人以外であっても、被災者本人が自身の台帳情報を提供することについて同意した者に対して台帳情報を提供できることとしている。

運用に当たっては、2(3)②2)の、施行規則第8条の5第4号に係る記述においても言及したところであるが、自身の台帳情報を提供することに関し同意をするか否かについては、あらかじめ被災者本人に確認しておくことが効率的である。

(2) 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用する場合(法第90条の4第1項第2号)

① 台帳情報の内部利用

法第90条の3第3項又は第4項の規定により、市町村長は、被災者

台帳の作成に必要な限度で被災者の個人情報を市町村の内部で目的外利用し、又は関係地方公共団体の長その他の者から情報提供を受けることが可能となるが、これらの規定は、関係部局が保有していた被災者に関する個人情報について、その本来的な利用目的を変更することなく、被災者台帳の作成という別の目的に限って目的外利用することを認めたものであり、被災者台帳に集約された個人情報を、被災者の援護という更に別の目的に利用することは、これ自体個人情報保護条例上の「目的外利用」に当たる。

法第90条の4第1項第2号は、こうした点を踏まえ、被災者の援護の実施に必要な限度で市町村が台帳情報を内部利用することができるよう法律に根拠を設けたものであり、同号に基づく個人情報の利用については本人の同意を得ることを要しない。

同号を活用することで、例えば、「住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況」が市町村内部で共有されることにより、従来申請に当たって罹災証明書の添付を必要としていた支援施策について、その添付を不要とし、市町村と被災者双方の負担軽減を図るとともに、支援施策を迅速に実施するといった運用を行うことも可能である。その際は、法第90条の2において罹災証明書の遅滞ない交付が義務付けられていることとの関係から、申請するに当たり罹災証明書の添付が不要となる支援施策等については、あらかじめ住民に対して十分に周知しておくことが適切である。

そういった具体的な活用方法を検討のうえ、関係部局との調整を進められたい。

② 個人番号の扱いに関する留意事項

特定個人情報（個人番号（個人番号に対応し、当該個人番号に代わって用いられる番号、記号その他の符号であって、住民票コード以外のものを含む。）をその内容に含む個人情報をいう。以下同じ。）の目的外利用が認められる場合は、番号利用法第29条の規定により、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の各種規定を読み替えることにより、以下の場合に限定されている。

ア 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、

本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき

イ 激甚災害時等で一定の要件を満たす場合（番号利用法第9条第4項に規定する場合）

また、地方公共団体については、上記の趣旨を踏まえ、特定個人情報の適正な取扱いが確保されるよう必要な措置を講ずるものとされているところであり（番号利用法第31条）、具体的には個人情報保護条例を別途整備し、特定個人情報の目的外利用が認められる場合を、上記ア又はイの場合に限定することが求められる。

このため、個人番号も含めた台帳情報を内部で目的外利用するに当たっては、上記ア又はイの場合に限定されることに留意されたい。

ただし、番号利用法第9条第2項に基づき条例であらかじめ個人番号を利用する事務（たとえば、被災者に対する援護に係る事務など）を定めることにより、上記ア又はイの場合以外の場合であっても、個人番号を含む台帳情報を内部で利用することは可能となるものである。

（3）他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合（法第90条の4第1項第3号）

被災者の援護については、被災市町村のみならず、例えば義援金の支給等のように、被災都道府県をはじめとする他の地方公共団体においても実施されるものがある。それらの適切な実施に資するためには、被災市町村において整備した被災者台帳の情報を、被災者の援護に必要な範囲で関係地方公共団体に提供することは有効であることから、法第90条の4第1項第3号に基づき、関係地方公共団体に台帳情報を提供できることとしている。ただし、その場合であっても、提供する台帳情報については、個人情報保護条例の例外として認められる第三者提供であることを踏まえ、必要最低限の情報とすることが必要である。

また、同号に基づく台帳情報の提供は、被災者に対する援護を適切に実施するために、関係地方公共団体が自らのニーズに基づき必要な限度で求めるべきものであることから、台帳情報を保有する被災市町村からのプッシュ型での提供ではなく、関係地方公共団体から求めに応じて提供するものとしている。具体的な申請手続については後述する。

実際の運用に当たっては、例えば、所定の手続を経て、被災者台帳に記載又は記録されている「住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況」を、他の地方公共団体、民間事業者等が提供を受けることで、当該地方公共団体等が被災者の援護を行うにあたり、被災者本人に対して申請時に罹災証明書の添付を不要とするといったことも可能となる。その際に住民に対して十分な周知を行う必要があることは、（2）と同様である。

(4) 被災者台帳の情報提供に関し必要な事項（法第90条の4第2項及び施行規則第8条の6）

法第90条の4第1項第1号及び第3号の規定による台帳情報の市町村外部への提供に関して必要な事項は、同条第2項において、内閣府令で定めることとしており、具体的には施行規則第8条の6において定めている。

① 申請書の提出（施行規則第8条の6第1項）

法第90条の4第1項第1号又は第3号の規定により台帳情報の提供を受けようとする者は、市町村長に対し、施行規則第8条の6第1項各号に定める必要事項を記載した申請書を提出しなければならない。これは、被災者台帳情報が、被災者に関する様々な個人情報が集約されたものであり、その外部提供に際しては、必要最低限の情報を適切に提供するために必要性を十分に確認するとともに、情報管理を徹底する観点から、書面の提出を求めることとしたものである。

第2号の「申請に係る被災者を特定するために必要な情報」とは、どの被災者に係る台帳情報の提供を求めるのかを特定するためのものである。被災者の特定に当たっては、被災者個人に係る氏名、生年月日、性別、住所のいわゆる住民基本台帳の基本4情報等により個人を特定する方法だけでなく、特定の支援制度により支援を受けている者、罹災証明書の発行を受けている者、のように、被災者の属性を指定することで特定する方法によることも可能である。

第3号の「提供を受けようとする台帳情報の範囲」については、第2号により特定した被災者について、法第90条の3第2項及び施行規則第8条の5に規定する被災者台帳に記載又は記録する事項のうち、どの事項について提供を求めるかということを明らかにさせるものである。

第4号の「提供を受けようとする台帳情報に申請者以外の者に係るものが含まれる場合には、その使用目的」とは、第2号とあわせ、本人以外に対する台帳情報の提供に当たっては、その使用目的を明らかにさせるものである。

② 台帳情報の提供にあたっての留意事項（施行規則第8条の6第2項）

施行規則第8条の6第2項においては、市町村は、「当該申請が不当な目的によるものと認めるとき又は申請者が台帳情報の提供を受けることにより知り得た情報が不当な目的に使用されるおそれがあると認めるとき」を除き、台帳情報を提供できることとしている。

法第90条の4第1項に基づく台帳情報の外部提供は、例外的に認めているものであることを踏まえ、市町村においては、申請内容を精査し、具体的にどういった被災者支援策を講じるのかを十分に確認する必要がある。

ある。施行規則第8条の6第1項第4号において、申請時にその使用目的を明らかにすることを求めているが、申請者が当該台帳情報の提供を受けることにより、どのような被災者支援施策を講じる基礎として活用するのかを具体的に求め、使用目的が明確でない場合、被災者の援護の実施のために活用するという趣旨にそぐわない場合、使用目的と提供を求める台帳情報の範囲に合理性が認められない場合等においては、提供を控えることが適切である。

③ 個人番号の取扱いに係る留意事項（施行規則第8条の6第3項）

施行規則第8条の6第3項は、番号利用法の施行の日に施行される規定であるが、同項においては、被災者台帳の記載又は記録事項のうち、施行規則第8条の5第6号に規定する個人番号については、外部提供の対象としてはならないことを規定している。

これは、台帳情報の外部提供を行うにあたり、特定個人情報について、その提供、収集等に制限を課している番号利用法第19条及び第20条に抵触することのないよう、設けているものである。

（5）その他

法第90条の4に基づき、必要な限度で行う台帳情報の外部提供については、審査会による審査等の手続を経ることなく行うことが可能となるが、個人情報の取り扱いにより慎重を期する観点から、各市町村において、必要に応じ審査等の手続を設けることについて妨げるものではない。

また、本通知において示した、被災者本人からあらかじめ台帳情報の外部提供に係る同意を得ること及び施行規則第8条の6第1項に規定する申請に係る事務の参考として、別添のとおり様式例を示す。同様式例はあくまでも参考として例示であり、市町村が独自に様式を定めて制度を運用することを妨げるものではないことに留意されたい。

被災者台帳情報提供の様式例（本人）

別添 1

フリガナ			
氏 名	印		
生年月日		性別	男 ・ 女
住 所			
提供を求める 台帳情報	希望する提供情報に○をつけてください。 1. 氏名 2. 生年月日 3. 性別 4. 住所又は居所 5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況 6. 援護の実施の状況 7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由 8. 電話番号その他の連絡先 9. 世帯の構成 10. 罹災証明書の交付の状況 11. 1 から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項 ① _____ ② _____ ③ _____ ④ _____ ⑤ _____		
申請者連絡先			
電話番号		F A X 番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

役所確認欄

※本人確認の証明書（該当する箇所に丸をつける）

住基カード		運転免許証	
身分証明書		保険証	
その他	確認手段：		

被災者台帳情報外部提供同意の様式例

別添 2

フリガナ			
氏 名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住 所			
連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）			
電話番号		F A X 番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
外部提供先 及び 提供可能情報	①公共料金等減免 ☐電力会社（〇〇電力） ☐ガス会社（〇〇ガス） ☐水道料金（〇〇市（区・町・村）企業会計部局、〇〇事業団） ☐下水道料金（〇〇市（区・町・村）企業会計部局、〇〇事業団） ☐N H K ☐N T T ☐携帯電話会社（会社名・支店名 _____） 連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 _____ 電話番号： _____ メールアドレス： _____ 担当者： _____ ☐その他（ _____ ） 連絡先（市区町村において把握している場合は不要）： 住所：〒 _____ 電話番号： _____ メールアドレス： _____ 担当者： _____ ※上記料金減免に必要な情報の提供 ※市区町村に対するもの（税、保育料等）については、外部ではないため、本 様式による同意は不要です （次ページに続きます）		

＜被災者台帳掲載情報（法令の定めによるもの）＞

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
6. 援護の実施の状況
7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8. 電話番号その他の連絡先
9. 世帯の構成
10. 罹災証明書の交付の状況
11. 1 から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
 - ① _____
 - ② _____
 - ③ _____
 - ④ _____
 - ⑤ _____

（備考）

1. 本様式は、災害対策基本法施行規則第 8 条の 5 第 4 号の規定に基づく本人の同意を確認するためのものです。
2. 被災者台帳は、災害対策基本法第 90 条の 3 の規定に基づき、市町村が被災された方の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳で、法令に基づき、上記 1 から 11 に掲げる事項が掲載されております。
3. 被災者台帳掲載情報については、市町村が被災された方の援護を実施するために作成するものですが、災害対策基本法第 90 条の 4 の規定に基づき、①本人、②本人の同意がある場合はその提供先、③当該市町村役所内、④他の地方公共団体（台帳情報の提供を受ける他の地方公共団体が、被災者に対する援護の実施に必要な情報に限ります）に提供することができます。

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇市（区・町・村）長
〇〇 〇〇 様

〇〇市（区・町・村）長
〇〇 〇〇

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所

代表者：〇〇市（区・町・村）長 〇〇 〇〇

所在地：〇〇県〇〇市（区・町・村）〇〇

担 当：〇〇課 〇〇 〇〇

（担当連絡先：電話〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇）

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第6号に規定する援護の実施の状況
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第3号に規定する罹災証明書の交付の状況

4. 使用目的

貴市（区・町・村）から本市（区・町・村）に避難している被災者に対する援護を総合的かつ効率的に実施するため

5. 提供を希望する媒体

電子媒体（ 形式） 紙媒体（個表・一覧） その他（ 形式）

6. その他

〇〇〇第〇〇〇号
平成〇〇年〇月〇日

〇〇市（区・町・村）長
〇〇 〇〇 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇
代表〇〇 〇〇

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、貴市（区・町・村）から委託を受けている「〇〇〇〇者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所

代表者：特定非営利法人 〇〇〇〇〇 代表〇〇 〇〇

所在地：〇〇県〇〇市（区・町・村）〇〇

担 当：〇〇課 〇〇 〇〇

（担当連絡先：電話〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇）

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先

4. 使用目的

貴市（区・町・村）から委託を受けている「〇〇〇〇者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため

5. その他